



平成 30 年 11 月 9 日

【照会先】

健康局 健康課 保健指導室

保健指導専門官 山口 道子 (内線 2391)

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

平成 30 年度 保健師活動領域調査(領域調査)の結果

厚生労働省では、このほど、平成 30 年度「保健師活動領域調査(うち、「領域調査」)」の結果を取りまとめました。

本調査は、保健師の所属や職位などを毎年調査する「領域調査」と、活動内容や活動時間などを調査する 3 年ごとの「活動調査」からなり、平成 30 年度は両調査を実施しています。

「保健師活動領域調査」は、地方自治体の職員として勤務する保健師の活動領域の実態を把握し、今後の施策の基礎データとすることを目的に実施しています。「領域調査」は全ての都道府県、市区町村を対象としています。

<調査結果のポイント>

○自治体別常勤保健師数(表 1)

常勤保健師数の合計は 35,088 人であり、このうち都道府県の保健師は 5,081 人(全体の 14.5%)、市区町村の保健師は 30,007 人(同 85.5%)となっている。

常勤保健師数の合計は、昨年度に比べて 566 人(昨年度比 1.6%)増加している。

○所属部門別常勤保健師数(表 2)

都道府県では、本庁に 854 人(都道府県全体の 16.8%)、保健所に 3,619 人(同 71.2%)が所属し、市区町村では、本庁に 9,885 人(市区町村全体の 32.9%)、保健所に 3,383 人(同 11.3%)、市町村保健センターに 11,552 人(同 38.5%)が所属している。

○統括的な役割を担う保健師^{*}を配置している自治体数(表 3)

統括的な役割を担う保健師の配置状況は、都道府県では今年度 47 自治体にすべて配置され、市区町村では 922 自治体(全市区町村のうち 53.0%)において配置されている。

※統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典:「地域における保健師の保健活動について」(平成 25 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 1 号厚生労働省健康局長通知))

なお、結果統計表は総務省統計局のホームページ「政府統計の総合窓口(e-stat)」に掲載しています。

○総務省統計局「政府統計の総合窓口(e-stat)」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001035128>

表1 自治体別常勤保健師数【平成30年5月1日時点】

(単位:人)

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 対29年度増減 ()は増減率 |
|-----------|----------------|----------------|--------------------|
| 都道府県 | 5,081 (14.5%) | 5,044 (14.6%) | 37 (+0.7%) |
| 市区町村 | 30,007 (85.5%) | 29,478 (85.4%) | 529 (+1.8%) |
| うち 保健所設置市 | 8,327 (23.7%) | 7,777 (22.5%) | 550 (+7.1%) |
| 特別区 | 1,304 (3.7%) | 1,282 (3.7%) | 22 (+1.7%) |
| 市町村 | 20,376 (58.1%) | 20,419 (59.1%) | -43 (-0.2%) |
| 合 計 | 35,088 (100%) | 34,522 (100%) | 566 (+1.6%) |

※ 保健所設置市は、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市である(以下同じ)

※2 平成30年4月に福島県福島市、埼玉県川口市、大阪府八尾市、兵庫県明石市、鳥取県鳥取市、島根県松江市が保健所設置市となっている(以下同じ)

※3 高知県の奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村の結果は中芸広域連合として集計している(以下同じ)

表2 所属部門別常勤保健師数【平成30年5月1日時点】

(単位:人)

| | 総 数 | 本 庁 | 保健所 | 市町村保健センター | その他 |
|-----------|-----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
| 都道府県 | 5,081 (100.0%) | 854 (16.8%) | 3,619 (71.2%) | | 608 (12.0%) |
| 市区町村 | 30,007 (100.0%) | 9,885 (32.9%) | 3,383 (11.3%) | 11,552 (38.5%) | 5,187 (17.3%) |
| うち 保健所設置市 | 8,327 (100.0%) | 1,438 (17.3%) | 2,957 (35.5%) | 3,089 (37.1%) | 843 (10.1%) |
| 特別区 | 1,304 (100.0%) | 174 (13.3%) | 426 (32.7%) | 625 (47.9%) | 79 (6.1%) |
| 市町村 | 20,376 (100.0%) | 8,273 (40.6%) | | 7,838 (38.5%) | 4,265 (20.9%) |
| 合 計 | 35,088 (100.0%) | 10,739 (30.6%) | 7,002 (20.0%) | 11,552 (32.9%) | 5,795 (16.5%) |

表3 統括的な役割を担う保健師を配置している自治体数【平成30年5月1日時点】

(単位:自治体)

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 対29年度増減 ()は増減率 |
|--------------------------------------|-------------|-------------|--------------------|
| 都道府県(n=47) | 47 (100.0%) | 46 (97.9%) | 1 (+2.2%) |
| 市区町村(n=1,741) | 922 (53.0%) | 866 (49.7%) | 56 (+6.5%) |
| うち 保健所設置市 (H29:n=74、 H30:n=80) | 62 (77.5%) | 56 (75.7%) | 6 (+10.7%) |
| 特別区 (n=23) | 11 (47.8%) | 9 (39.1%) | 2 (+22.2%) |
| 市町村 (H29:n=1,644、 H30:n=1,638) | 849 (51.8%) | 801 (48.7%) | 48 (+6.0%) |

※ 統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典:「地域における保健師の保健活動について」(平成25年4月19日健発0419第1号厚生労働省健康局長通知))(以下同じ)